

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	医療法人 檜山会
法人 所在地	長崎県大村市東大村 1 丁目 2524-3
法人種別	医療法人
代表者 氏名	理事長 中澤和嘉
電話番号	0957-53-5072

2. 運営の目的と方針

要介護状態にあるご利用者に対し、ご利用者の意思及び人権を尊重し常に利用者の立場に立って、提供される居宅サービス事業所に偏することの無いよう公正・中立かつ適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。

その運営に際しては、ご利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更の支援をします。

また、提供を受けている指定居宅サービス、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催等を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人檜山会 居宅介護支援事業うぐいすの丘
所在地	長崎県大村市東大村 1 丁目 2526-13
介護保険指定番号	4270500061
サービス提供地域	大村市

(2) 職員体制

従業員の職種	区分	業務内容	人数
管理者 (主任介護支援専門員)	常勤	事業所の運営および業務全般の管理 居宅介護支援サービス等に係わる業務	1名
主任介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1名

(3) 勤務体制

平日 (月)～(金)	午前8時30分～午後5時30分 原則として、土・日・祝日および12/31～1/3を除く
緊急連絡先	電話等により、24時間常時連絡がとれる体制にて受付

(4) 居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	備 考
課題分析のおよび モニタリングの実施 方法	厚生労働省が定める課題分析標準項目に準じた独自のアセスメントシート（実態把握票）を使用し、課題分析を行います。少なくとも月1回はご利用者の居宅を訪問し、ご利用者と面談の上サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させていただき記録します。 また、ご利用者の状態が安定しているなど、一定の要件を満たした上で、ご利用者の同意およびサービス担当者会議で主治医、担当者その他の関係者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことが可能です。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。なお、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。
利 用 料 金	居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙1」の通りです。但し、厚生労働省が定める介護報酬については原則としてご利用者負担はありません。
研 修 の 参 加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担 当 者 の 変 更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口（別紙参照）

5. 事故発生時の対応（別紙参照）

6. 緊急時の対応方法

サービス事業者からご利用者の身体状況の急変等、緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い適切に対応します。

7. 主治の医師および医療機関等との連絡

ご利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことごとご利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。以下の対応をお願いいたします。

- ①ご利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②また、入院時には、ご利用者またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 他機関との各種会議等

- ①ご利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する会議について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして行います。また、会議の開催方法として、参集にて行うもののほかに、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。
- ②ご利用者等が参加して実施する会議について、ご利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。

9. 秘密の保持

- ①事業者は、介護支援専門員及び事業者の所属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者およびご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後同様です。
- ②事業者は、ご利用者及びご家族から予め文書で同意を得て、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用います。

10. ご利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援するため、サービスの内容・利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事ができ、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができることを説明します。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を招集し、やむをえない場合には照会等により当該居宅サービス計画等の原案の内容について専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ②主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、ご利用者またはそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際にご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス提供の調整等を行います。

11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 虐待の防止法に関する事項

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

14. 身体拘束等の原則禁止や身体拘束等を行う場合の記録に関して

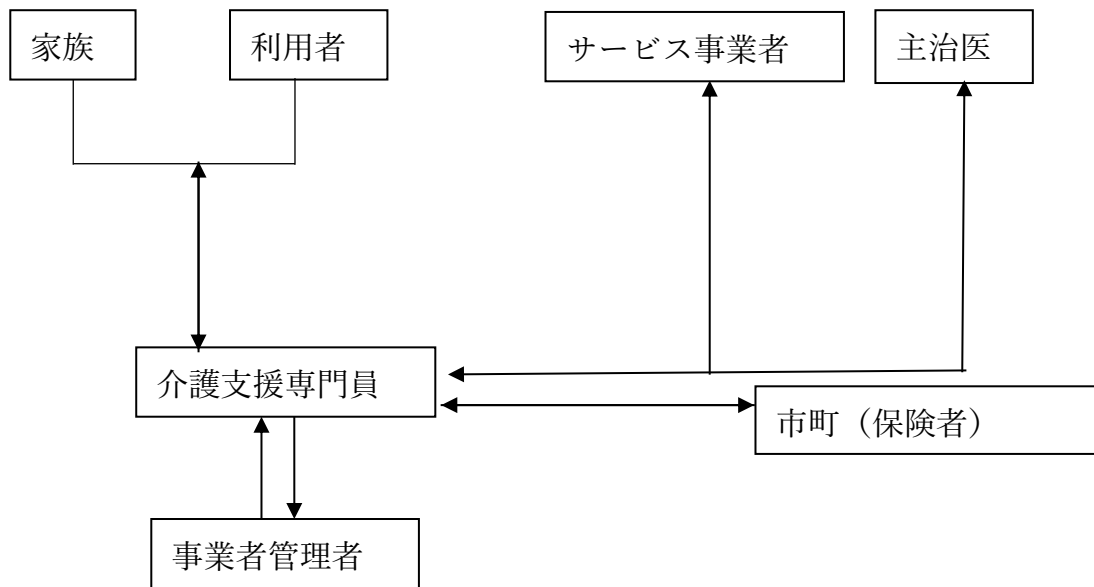
ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行わない。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合であっても、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

事故発生時の対応

居宅介護支援事業うぐいすの丘

措置の概要

1. 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族へ連絡を行う。必要時には市町への連絡も併せて行うこととする。
2. 事故状況及び事故に際してとった処置について記録する。
下記の事故が予想され、対策を講じる。
 - (1) 車両運転中の事故
 - (2) 駐車に関する事故
 - (3) 利用者・家族への相談・支援に関する事故
 - (4) かかりつけ医・サービス事業所への連絡・調整に関する事故
 - (5) 請求に関する事故等
3. 円滑かつ迅速に事故処理を行うためのプロセス対応・手順



苦情を処理するために講ずる措置の概要

居宅介護支援事業うぐいすの丘

措置の概要

1. 利用者からの相談又は苦情に対する常設の窓口（連絡先）を設置し、下記の者が窓口担当を行うものとする。なお、担当者が不在の場合にも対応できるように引継ぎを行う。

（電話番号） 0957-54-6464

（FAX） 0957-54-8112

（相談担当者） 担当介護支援専門員 又は管理者

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

(1) 苦情があった場合、直ちに担当者の介護支援専門員が利用者の家族に連絡を取り、事情を伺いその内容を十分に聴き、内容を確認する。その段階で解決できると判断されるものは、その場で解決を行う。

(2) 窓口担当で解決が困難な場合は、処理を保留し、法人管理者と協議し解決を行う。

(3) 当該事業所内で解決が困難な場合は、第三者（町内会長・民生委員・弁護士等）の立会いのもとで、申し立ての利用者との話し合いを行い解決を図る。

(4) (3)での解決が困難な場合は、申し立ての利用者及び家族に国保連合会内の窓口への申し立てが出来る旨を伝え、また速やかに当該事案の概要を市当局に伝え、その指示を仰ぐものとする。

(5) 苦情がケアプランに関する場合、必要に応じて検討会議を開催し、その結果に基づいた対応を行う。

(6) 苦情がサービス提供に関するものであった場合には、当該サービス事業所に対して連絡を取り事情を確認する。

(7) いずれの場合においても、速やかに具体的な対応を行い、苦情の申し立て者の了承を得る。

(8) 速やかに情報確認を行い、問題を整理し再発防止に努める。

(9) 記録を台帳に保管する。

3. 苦情があったサービス事業所に対する対応方針等

(1) 苦情があったサービス事業所に対しては直ちに連絡を取り、事情を確認する。

(2) 必要に応じて、サービス事業所に対して今後の具体的な対応方法を求め、利用者家族に通知する。

(3) 記録を台帳に保管する。

4. その他

(1) サービス提供の質を高めるため、介護支援専門員に対する定期的な研修及びケース検討を行う。

※ 長崎県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情相談窓口 095-826-1599

※ 大村市長寿介護課 0957-20-7301

利用者さまの個人情報の利用目的

居宅介護支援事業うぐいすの丘

居宅介護支援事業うぐいすの丘では、利用者さまご家族の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている利用者さま及びご家族の個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者さまへの居宅支援サービスの提供に必要な利用目的】

○ 当施設内部での利用目的

- ① 利用者さまに提供する居宅支援サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 利用者さまに係わる当施設の管理運営業務
 - ・ 会計・経理
 - ・ 事故等の報告
 - ・ 当該利用者さまの居宅支援サービスの向上
 - ・ その他、利用者さまに係わる管理運営業務
- ④ その他、利用者さまへの居宅支援提供に関する利用

○ 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 利用者さまに提供する居宅支援サービス
 - ・ 主治医、サービス提供事業所等との連携（サービス担当者会議等）
 - ・ 他のサービス事業所・主治医からの情報提供・相談
 - ・ 保険者との連絡・相談・報告
 - ・ 地域ケア会議の情報提供
- ② 介護保険事務
 - ・ 保険事務の委託
 - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談又は届出等
- ④ 公費負担に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ⑤ その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

【上記以外の利用目的】

○ 当施設の内部での利用に係わる利用目的

- ① 居宅介護支援事業の維持・改善のための基礎資料
- ② 居宅介護支援事業において行われる学生の実習への協力
- ③ 居宅介護支援事業において行われる質の向上を目的とした事例研究

○ 他の事業所等への情報提供に係わる利用目的

- ① 外部監査機関への情報提供
- ② アンケート調査への情報提供

- 1 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出下さい。
- 2 お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせて頂きます。
- 3 これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。
- 4 窓口 担当 介護支援専門員

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費Ⅰ

居宅介護支援（i）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1～44件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援（ii）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が45～59件	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援（iii）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が60件以上	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

居宅介護支援費Ⅱ

居宅介護支援（i）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1～44件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援（ii）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が45～59件	要介護1・2	527単位
		要介護3・4・5	683単位
居宅介護支援（iii）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が60件以上	要介護1・2	316単位
		要介護3・4・5	410単位

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・ 指定地域密着型通所介護・指定福 祉用具貸与)	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できて いない場合 運営基準減算が2月以上継続して いる場合	基本単位数の50%に減算 算定不可
高齢者虐待防止措置未実 施減算	厚生労働大臣が定める高齢者虐待 防止のための基準を満たさない場 合	所定単位数の100分の1に 相当する単位数を減算
業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場 合	所定単位数の100分の1に 相当する単位数を減算 (令和7年4月以降)

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所への入院当日中に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の医師の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位

ご利用者の費用負担が発生する場合

- ・保険料の滞納などにより、給付制限が行われている場合
- ・その他、適正に本事業を遂行するにあたって、やむを得ない理由でご利用者負担が妥当と認められる場合

なお、ご利用者負担費用が発生した場合には、月末締めにて請求書を発行いたします。受領しました際には領収書を発行いたします。

諸事情にて保険給付がなされずに自己負担となった場合には、領収証明書を市町村担当課に提出しますと還付払いの対象になる場合があります。詳しくは該当事由発生時にご説明いたします。

当事業所が作成した居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

- ① 前6か月間に作成した居宅サービス計画の、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	22%
通所介護	37%
地域密着型通所介護	5%
福祉用具貸与	66%

- ② 前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーション光 17%	ヘルパーステーション慈恵荘 13.2%	居宅支援スマイル 12.3%
通所介護	デイサービスすわの杜 19.6%	デイサービスらく元 15.7%	レッツ倶楽部大村 14.4%
地域密着型通所介護	デイサービスセンター なごみの郷 25%	あぐりハウス 21.5%	うたしデイサービス 21.5%
福祉用具貸与	親和メディカル 24.6%	(株)ニッショウ 17.9%	(株)松尾医療機器 15.9%

(令和6年9月1日～令和7年2月28日期間)